

4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第69条 南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】発表時の対応

- (1) 本工事の施工場所は、南海トラフ地震防災対策推進地域が含まれる工事である。
- (2) 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあつては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。
- (3) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、工事請負契約書第20条等の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があつたものとして、警戒する措置が解除されるまでの間（1週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、＜土木工事安全施工技術指針＞に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
- (4) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、＜土木工事安全施工技術指針＞に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
- (5) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。
- (6) なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があつた場合は、後発地震及び津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。

第70条 低炭素型コンクリート試行工事（プレキャスト）

本工事は、建設関連業界等のカーボンニュートラルに向けた取組を促進するとともに、調達上の課題等を検証するため、セメント置換率の高いコンクリートなどのコンクリート製造時のCO₂排出量（コンクリートの材料のCO₂排出を含む）を削減した「プレキャスト製品による低炭素型コンクリート」の試行工事である。

①低炭素型コンクリート製品の規定・確認

低炭素型コンクリートはポルトランドセメントの置換率が55%以上のもの又はこれと同等以上の

CO₂排出削減効果のあるものとする。受注者は、低炭素型コンクリート製品の購入前に、以下が確認出来る資料を監督職員に提出し、施工数量について監督職員と協議するものとする。

- ・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場の所在
- ・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場と施工現場までの運搬距離
- ・低炭素型コンクリート製品の見積書
- ・低炭素型コンクリート製品による CO₂ 排出削減効果（算出可能な場合に限る）

低炭素型コンクリート製品の配合品質証明書等を監督職員に提出し、監督職員は置換率が55%以上であること又は同等以上のCO₂排出削減効果があることを確認するものとする。なお、費用対効果等を考慮し、低炭素型コンクリートを使用しない場合がある。

②試行工事の実施に要する費用

当該試行工事の実施に要する低炭素型コンクリート製品の費用は見積によるものとし、設計変更の対象とする。

③試行結果の検証への協力

試行にあたり受注者は実施状況や結果検証のための調査に協力するものとする。

第71条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

第72条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第73条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号最終改正令和3年9月1日）第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第74条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は（別紙－12）によるものとする。

第75条 相談窓口

本工事は、受注者との相互理解を深めるコミュニケーションの向上を図ることを目的として、作業状況、安全対策、工期設定や必要経費等について相談窓口を設置している。

相談窓口を希望する場合は、以下に問い合わせを行うこと。

・相談窓口担当：道路担当 副所長 ・電話番号：055-252-5491（代）

第2章 個人情報の取り扱いについて

第76条 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第77条 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第78条 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第79条 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第80条 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第81条 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報に

については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

第82条 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第83条 資料等の返却等

1. 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等について、この契約の終了後又は解除後において、速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が廃棄又は消去その他別の方法を指示したときは、その指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合は、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－13）を発注者に提出しなければならない。

2. 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する

第84条 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について、適時確認することができる。また、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対し、個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第85条 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第86条 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第 3 章 土 工

第87条 建設発生土の受け入れ地

本工事のうち、本工事に使用する土については、下記の建設発生土を利用することとする。

道路改良（和田地区機能補償道路） 路体（築堤）盛土工 下山地区（運搬距離 9.9km）

本工事のうち、発生土の受け入れ地は、下記の箇所とする。

道路改良（町道真篠線） 排水構造物工 下山地区（運搬距離 22.5km）

道路改良（塩沢川工事用道路） 排水構造物工 下山地区（運搬距離 18.4km）

道路改良（大島トンネル工事用道路） 道路土工、農地復旧工 下山地区（運搬距離 13.2km）

道路改良（宮原沢川工事用道路） 道路土工 下山地区（運搬距離 11.5km）

道路改良（桑柄川橋高架下） 排水構造物工 下山地区（運搬距離 7.8km）

第88条 建設発生土の受け入れ地（建設発生土の情報提供）

受注者は、本工事から建設発生土を100m³以上搬出する場合は、（別紙－14）の様式により、搬出前に搬出先区市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土に関する下記の情報を郵送又はFAX等で提出しなければならない。なお、情報提供後、速やかにその写しを監督職員に提出しなければならない。

- （1） 工事件名、工事概要及び工事場所
- （2） 工事発注機関名、工事発注機関の監督職員名、連絡先
- （3） 工事請負業者名、現場代理人名、連絡先
- （4） 建設発生土の運搬業者名
- （5） 建設発生土の受入先名（搬出先事業所名等）、住所
- （6） 建設発生土の発生場所から受入地までの運搬経路
- （7） 建設発生土の搬出時期（搬出期間）
- （8） 建設発生土の土質（砂、ローム等）、土量（m³）

第 4 章 無筋・鉄筋コンクリート

第89条 レディーミクストコンクリート

1. コンクリートについては、レディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

用途	粗骨材の最大寸法	スランプ	水セメント比	呼び強度	セメントの種類
天端コンクリート 現場打小口止コンクリート 防護柵基礎 調整コンクリート	40mm	8cm	60%以下	18N/mm ²	高炉セメント(B種)
巻きコンクリート ヒューム管（外圧管2種） ヒューム管（外圧管1種） 胴込・裏込めコンクリート 油水分離柵 現場打集水柵 (G1-500×500×500)	25mm	8cm	60%以下	18N/mm ²	

(G2-500×500×500)					
(G1-500×500×600)					
(G2-500×500×600)					
(G1-500×500×800)					
(G2-500×500×800)					
(G2-600×600×500)					
(G1-800×800×800)					
(G2-800×800×1100)					
張コンクリート					
コンクリート舗装					
場所打ち基礎コンクリート					
現場打天端コンクリート					
均し基礎コンクリート					
継手コンクリート (A タイプ)					
継手コンクリート (B タイプ)					
均しコンクリート					
現場打集水桝 (G1-800×800×1900) (G1-800×800×2100)	2 5 mm	1 2 cm	5 5 %以下	1 8 N/mm ²	
取水槽	2 5 mm	1 2 cm	5 5 %以下	1 8 N/mm ²	

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2. コンクリートの耐久性向上の対策については、「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木編）（平成 14 年 8 月一部改正）により行うものとする。

第 90 条 配合

水セメント比については、示方配合表により、監督職員の確認を得なければならない。なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記の構造物については、適用除外とする。

- ・仮設構造物（建設後数年の内に撤去するもの。）
- ・最大高さ 1.0m 未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物
- ・管（函）渠等（φ600 mm 未満、600×600 mm 未満）の構造物
- ・道路照明、標識、防護柵等の構造物
- ・耐久性を期待しない構造物

第 91 条 モルタル

モルタルに使用するセメントの種類については高炉セメントとし、セメント量については、530 kg/m³ 以上（又は 1：3）とする。

第 5 章 土木工事材料

第 9 2 条 一般事項

1. 購入土は、十分な締固めが得られるものでなければならない。
2. 【道路改良 大島トンネル工事用道路】農地復旧工 復旧土工で使用する土材料については、客土材、黒土を見込んでいる。

第 9 3 条 セメント

地盤改良工に使用するセメントの種類は高炉セメントとし、セメント量は、混合深さが 1m 以下の場合固化材 100m² あたり使用量 6.4t/100m² とし、混合深さが 1m を超え 2m 以下の場合使用量 12.9t/100m² とする。

第 9 4 条 目地板

道路改良【和田地区機能補償道路】舗装工に使用する目地材は下記の通りとする。

- ・瀝青繊維質目地板（t=20mm）
- ・加熱注入式目地材アスファルト計低弾性シール

第 9 5 条 区画線

塗装厚については、下表のとおりとする。

（1）溶融式

幅（cm）	厚（mm）	摘 要
15	1.5	夜間の視認性が優れたもの。

第 6 章 共通編

第 9 6 条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領（令和 5 年 3 月）：（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和 6 年 3 月）」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第97条 技術検査

1. 本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は2回以上を原則とする。なお、工事成績優秀企業の適用工事にあたっては、減免することが出来るものとする。但し、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。
2. 中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分(完済を含む)の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。
3. 中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第98条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請取引検査書類含む）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第99条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第7章 一般施工

第100条 一般事項（石・ブロック積（張）工）

水抜き孔は、3㎡に1箇所程度設置するものとし、その設置位置については、監督職員の承諾を得るものとする。

第101条 地盤安定処理工

1. 地盤改良に用いる固化材はセメント系固化材とする。
2. 固化剤の配合量は、割増しを含み80kg/m³とする。ただし、施工に先立ち、配合試験を行い決定するものとする。また、配合試験については、監督職員と協議するものとする

なお、施工にあたり現地状況を十分把握し、経済性、効率性、信頼性、施工性、安全性等の比較検討を行い、施工方法を変更する必要性が生じた場合は、監督職員と協議しなければならない。

第102条 保守管理工

本工事の施工に伴い発生する廃アルカリ水の処理については、下記を見込んでいる。

廃棄物種類	処理施設	所在地	受入時間	運搬方法
廃アルカリ水	㈱ミダック	静岡県浜松市中央区有玉南町 2163	8時00分～ 17時00分	10tローリー

1. 本工事において、山梨県南巨摩郡身延町本郷地先における浸潤水の処理を行うものとする。
2. 浸潤水の処理にあたっては廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、適切に処理しなければならない。
3. 処理については、上記施設を見込んでいる。

上記3. については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

第 8 章 舗 装

第103条 材料

1. 粒状路盤材クラッシャーランは、RC-40とする。
2. 粒度調整路盤材料は、M-30とする。
3. 加熱アスファルト混合物の示方アスファルト量及び骨材の最大粒径については、下記のとおりとする。

呼び名	アスファルト混合物の種類	最大粒径	アスファルト量	摘 要
RA②	再生密粒度アスコン	13mm	5.5%	表層
RA②	再生密粒度アスコン	20mm	5.5%	表層
A④	密粒度ギャップ	13mm	5.5%	表層

第104条 加熱アスファルト混合物

受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物(以下「混合物」という。)で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。

第105条 区画線工

作業の実施上消去した区画線は、区画線工で復旧するものとする。

第 9 章 道路維持・修繕

第106条 路面切削工

1. 切削後の基準高の変更は、行わないものとする。
2. 縦断方向の段差は原則としてつくってはならない。やむを得ず施工する場合は交通に支障のないよう摺付を行うものとする。
3. 段差箇所付近には「段差あり」の標識を設置しなければならない。

第 10 章 そ の 他

第107条 舗装台帳

舗装台帳等の資料作成は、監督職員の指示により作成し、工事完成時に下記の資料を提出するものとする。提出資料 各2部(原稿1部、コピー1部)

1. 舗装台帳
2. 舗装施工データシート(別紙-15の様式)
3. 舗装施工概略図
4. 位置図(1/50,000)
5. 平面図(完成平面図)

第108条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第109条 地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

1. 気象庁地震計で震度4の地震が発生した場合。
 - (1) 現場稼働日(開庁日)の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日(開庁日)の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。
 - (2) 現場休工期(閉庁日)に発生した場合には、翌現場稼働日(開庁日)の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。

2. 気象庁地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工日（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第110条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	☒ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 ☒ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 ☒ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 ☒ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第 52 条 第 57 条 第 57 条 第 52 条
安全対策関係	☒ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。	第 43 条
建設副産物関係	☒ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 ☒ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第 87 条 第 27 条
その他	☒ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 ☒ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。	第 26 条 第 25 条

別紙－２－１

【低価格理由とその詳細】

番号	低価格理由	低 価 格 理 由 の 詳 細 内 容
①	資材費の低減	生石灰、セメント系固化材を材料納入品協力会社から7%引きで購入。コンクリート2次製品は19%引きで購入。生コンクリートはグループ会社から20%引きで購入
②		
③	機械経費の低減	自社保有の建設機械車両(全100台)を使用。ダンプトラック運搬はグループ会社を中心に使用し運賃を削減。
④		
⑤	作業効率の向上	現場経験豊富な熟練したオペレータによるロスのない重機作業。仕上がり精度の高い法面整形。補助労務を必要としない程丁寧な仕上りの床堀作業。
⑥	下請業者の協力	施工協力会社に植生基材吹付工を外注し、設計想定より10%引きとする。
⑦	経費の低減	冬期間においても会社から現場まで45分程度で到着する。
⑧	現場管理費の低減	パソコン、デジカメ、プリンタ、仮設資材等を所有している。
⑨	安全資機材の低減	安全標識類を所有している。
⑩	本支店経費の低減	役員報酬、事務員給料を未計上。
⑪		
⑫	受注実績の取得	国交省発注工事の受注実績の取得
⑬		
⑭	その他	作業員の雇用確保、重機械の稼働率向上

別紙－２－２

【比較表－１】

積算内訳書の比較表

記 入 要 領	1) 見積り等積算根拠を示すものがあれば添付する。 2) 数量総括表に対応する内訳書にしてください。 3) 入札時の元請(当初予定)欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認して下さい。 4) 工事完成時の元請(完成時実績)、官積算(最終)欄は、それぞれ調査票の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等および工事価格と合致するか確認して下さい。 5) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。											
工 事 名	〇〇道路改良工事											
工事区分・工種・ 種別	単位	入 札 時					工 事 完 成 時					備 考
		官積算(予定価格)※		元請(当初予定)		元請/ 官積 (%)	元請(完成時実績)		官積算(最終)※		元請/ 官積 (%)	
		数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額		
道路土工	式	1		1			1		1			
地盤改良工	式	1		1			1		1			
法面工	式	1		1			1		1			
カルバート工	式	1		1			1		1			
排水構造物工	式	1		1			1		1			
構造物撤去工	式	1		1			1		1			
仮設工	式	1		1			1		1			
直接工事費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
純工事費	式	1		1			1		1			
現場管理費	式	1		1			1		1			
工事原価	式	1		1			1		1			
一般管理費	式	1		1			1		1			
基礎工	式	1		1			1		1			
工事価格	式	1		1			1		1			

別紙－２－３

【比較表－２】

内 訳 書 に 対 す る 明 細 書 の 比 較 表

記 入 要 領	1) 本様式は、比較表-1に対する明細を記入することとする。さらにその明細が必要な場合は、本様式を使用しその詳細が明確になるようにする。 2) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。													
工 事 名	〇〇道路改良工事													
工事区分・工種・ 種別・細別	単位	入 札 時						工 事 完 成 時						備 考
		官積算(予定価格)※			元請(当初予定)			元請(完成時実績)			官積算(最終)※			
		数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	
道路土工	式	1			1			1			1			
掘削工	〃	1			1			1			1			
掘削(土砂)	m3	39,300			39,300			35,800			1			
掘削(軟岩)	〃	2,250			2,250			0			1			
路体盛土工	式	1			1			1			36			
路体(流用土)	m3	4,100			4,100			10,600			14			
法面整形工	式	1			1			1			30			
法面整形(切土部)	m2	5,920			5,920			5,010			9			
法面整形(切土部)	〃	250			250			0			1			
法面整形(盛土)	〃	330			330			160			11			
地盤改良工	式	1			1			1			1			
安定処理工	〃	1			1			1			1			
基礎安定処理 45kg/m3	m2	1,000			1,000			0			1			
〃 53.6kg/m3 t=0.5m	〃	0			0			115			1			
〃 53.6kg/m3 t=0.8m	〃	0			0			785			2			
路体安定処理 30kg/m3	m3	4,100			4,100			0			2			
路体安定処理 33kg/m3	m3	0			0			13,100			200			

【比較表一3】

[illegible]

【比較表一4】

[illegible][illegible]

手持ち機械の比較表(主要機械)

[illegible]

労務者の確保計画の比較表

[illegible]

工種別労務者配置計画の比較表

[illegible]

[illegible][illegible]

[illegible]

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

工 事 関 係 書 類					工事関係書類 の 標準様式(案) (様式No)	作成書類 役割分担		発注者作成 書類の位置づ け		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成 媒体の 事前協議		備 考	
作成 時期	種 別	No.	書 類 名 称	書類作成の根拠		発注者	受注者	指示	通知	提出			提示	監督職員 へ連絡	監督職員 へ納品	電子 ☆	紙 ◎		
								受注者	受注者	監督 職員	契約 担当 課	発注 担当 課	受注者 保管						
工事着手前	作成書類 の役割分担	設計 審査会 で確認	1【事例】 工事のお知らせ(自治会、住民等への周知)	共通仕様書1-1-1-36-7	－		○							○				令和○年○月○日設計審査会で確認	
			2【事例】 関係機関(○○○)協議結果に基づく届出	共通仕様書1-1-1-36-2	－		○						○					令和○年○月○日設計審査会で確認	
			3【事例】 土壌汚染対策法第4条1項に基づく届出	土壌汚染対策法第4条1項	－	○			○									土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届け出	
			4【事例 概算概略発注等のため関係機関協議が実施中、未了の場合】 関係機関(○○○)との設計・施工協議	河川法、道路法、道路交通法等の個別法	－	○			○									令和○年○月○日設計審査会で確認	
			5【事例 概算概略発注のため関係機関協議が実施中、未了の場合】 占用物件(○○○)の移設の調整、監督処分	河川法、道路法	－	○			○									令和○年○月○日設計審査会で確認	
			6【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による協議資料	共通仕様書1-1-1-3-2	－		○			○									令和○年○月○日設計審査会で確認
			7【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による設計図修正(構造計算の伴うものや大幅な修正)	共通仕様書1-1-1-15	－	○			○										令和○年○月○日設計審査会で確認 個別の図面修正等について受発注者間で協議し役割分担を決定。 (受注者が実施する場合は、設計費用を発注者が負担する)
	契約図書	設計図書	8 工事請負契約書	－	－	○													
			9 共通仕様書	－	－	○													
			10 特記仕様書	－	－	○													
			11 発注図面	－	－	○													
			12 現場説明書	－	－	○													
			13 質問回答書	－	－	○													
			14 工事数量総括表	－	－	○													
	契約関係書類		15 現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式－1		○					○							
			16 請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書3-1-1-1	様式－2		○					○							契約書を作成する全ての工事
			17 工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式－3		○					○							
			18 掛金収納書(電子申請方式)	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号) 共通仕様書1-1-1-41-6	様式－4		○					○							電子申請を使用しない場合は、「掛金収納書提出用台紙」に掛金収納書を張り付けたうえ、提出する。なお、スキャン、撮影によるデータ化も可とする。
			19 建退共証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	－		○						○						
			20 工事別共済証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	－		○						○						
			21 掛金充当実績総括表	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	－		○						○						
			22 被共済者就労状況報告書	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	－		○						○						
			23 掛金充当書	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	－		○						○						
			24 請求書(前払金)	工事請負契約書第34条1項	様式－5		○					○							
			25 VE提案書(契約後VF時)	特記仕様書	様式－6		○						○						契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。
	その他		26 品質証明員通知書	共通仕様書3-1-1-6-5	様式－7		○				○								契約図書で規定された場合に提出する。
			27 再生資源利用計画書 －建設資材搬入工事用－	共通仕様書1-1-1-19-4	－		○					○							該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
			28 再生資源利用促進計画書 －建設副産物搬出工事用－	共通仕様書1-1-1-19-5	－		○					○							該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
			29 建設発生土搬出調書	特記仕様書	－		○					○							
			30 建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	－		○					○							
工事書類	1 施工計画	① 施工計画	31 施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1	－		○					○						工事着手前又は施工方法が確定した時期に監督職員に提出 重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変更以外)には、その都度当該工事に着手する前に、変更施工計画書を監督職員に提出する。	
			32 ISO9001品質計画書	特記仕様書	－		○					○							
			設計図書の照査確認資料 (契約書18条に該当する事実があった場合)	共通仕様書1-1-1-3-2	－		○					○							
			工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)	共通仕様書1-1-1-38-1	－		○					○							
			工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と差異有り)		－		○					○						設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提出する。	
	2 施工体制	② 施工体制	36 施工体制台帳	共通仕様書1-1-1-10-1	－		○					○						・『施工体制台帳に係る書類の提出について』の一部改正について(令和3年3月5日付け国官技第319号、国営整第16号)に基づき作成する。 ・建設業及び一次下請人の警備業以外は不要	
			37 施工体系図	共通仕様書1-1-1-10-2	－		○					○							
			38 作業員名簿	共通仕様書1-1-1-10-1	－		○					○							
施工中	3 施工状況	③ 施工管理	39 工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-1-2-15	様式－9	○													
			40 工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-1-2-17	様式－9		○					○							協議の根拠となる一般的な諸基準類のコピーは添付不要。
			41 工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書1-1-1-2-16	様式－9		○					○							
			42 工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-1-2-18	様式－9		○					○							
			43 工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-1-2-20	様式－9		○					○							
			44 工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式－9		○					○							
			45 材料確認書	共通仕様書2-1-2-4	様式－10		○					○							設計図書に記載しているもの以外は材料確認願の提出は不要
			46 材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1	－		○						○						設計図書で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提出する。

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

工 事 関 係 書 類					工事関係書類 の 標準様式(案) (様式No)	作成書類 役割分担		発注者作成 書類の位置づ け		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成 媒体の 事前協議		備 考		
作成 時期	種 別			No.		書 類 名 称	書類作成の根拠	発注者	受注者	指示 受注者	通知 受注者	提出			提示 受注者 保管	監督職員 へ連絡	監督職員 へ納品		電子 ☆	紙 ◎
												監督 職員	契約 担当 課	発注 担当 課						
施 工 中	工事書類	3 施工状況	③ 施工管理	47	段階確認書	共通仕様書3-1-1-4-6	様式－11		○					○						・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要なし。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
				48	確認・立会依頼書	共通仕様書3-1-1-4-1	様式－12		○										・確認・立会依頼書添付する資料を新たに作成する必要はない。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。	
				49	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-37-2	－		○						○				ASP、電子メールなどにより連絡する。 ただし、現道上の工事については「提出」とする。	
			④ 安全管理	50	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-27-13	－		○					○						監督職員へ実施内容の提示のみで提出不要。
				51	工事事故速報	共通仕様書1-1-1-30	様式－13		○						○					事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに報告する。
				52	工事事故報告書	共通仕様書1-1-1-30	－		○											事故報告書はSAS(建設工事事故データベースシステム)により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。
			⑤ 工程管理	53	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-25	様式－14		○					○						工程の進捗状況を把握するため、実施工程表の提示を求めることがある。根拠資料の添付不要。
	⑥ 品質管理	54	品質規格証明資料	共通仕様書2-1-2-1	－		○					○						指定材料のみ提出(設計図書で指定した材料を含む)。		
	契約関係書類	中間前払金	55	認定請求書	工事請負契約書第35条4項	様式－15		○					○							
			56	請求書(中間前払金)	工事請負契約書第35条3項	様式－5		○					○							
		完済部分検査	57	指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条1項	様式－16		○					○							
			58	指定部分引渡書	工事請負契約書第39条1項	様式－17		○					○							
			59	請求書(指定部分完済払金)	工事請負契約書第39条1項	様式－5		○					○							
			60	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式－18		○					○							
		既済部分検査	61	請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第38条2項	様式－19		○					○							
			62	出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7-2	－		○					○							中間技術検査時にも提出する。
			62	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式－18		○					○							
			63	請求書(部分払金)	工事請負契約書第38条5項	様式－5		○					○							
		修補	64	修補完了届	工事請負契約書第32条1項 工事請負契約書第32条6項	様式－21		○					○							
		部分使用	65	部分使用承諾書	工事請負契約書第34条1項	様式－22		○					○							部分使用がある場合に提出する。
		工期延期	66	工期延期願	工事請負契約書第18条～22条	様式－23		○					○							工期延期が発生する場合に提出する。
		支給品	建設機械	67	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式－24		○				○							支給品を受領した場合に提出する。
				68	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-17-3	様式－25		○				○						支給品がある場合に提出する。	
			69	建設機械使用実績報告書	共通仕様書1-1-1-17-5	様式－26		○					○						建設機械の貸与がある場合に提出する。	
		現場発生品	70	建設機械借用・返納書	工事請負契約書第15条3項	様式－27		○					○						建設機械の貸与がある場合に提出する。	
		71	現場発生品調書	共通仕様書1-1-1-18	様式－28		○						○						現場発生品がある場合に提出する。	
その他		72	出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7	－		○						○							既済部分検査等の際に提出する。
	73	産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書1-1-1-19-2	－		○								○				・産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、コピーの提出不要。		
	74	建設発生土搬出調書	特記仕様書	－		○						○								
	75	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	－		○						○								
	76	新技術活用関係資料	特記仕様書	－		○							○					新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。		
工事完成時	契約関係書類	77	完成通知書	工事請負契約書第32条1項	様式－29		○					○								
		78	引渡書	工事請負契約書第32条4項	様式－30		○					○								
		79	請求書(完成代金)	工事請負契約書第33条1項	様式－5		○					○								
	工事書類	80	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式－31		○						○						・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、出来形管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、出来形管理図表にて代用可能なため提出不要。	
		81	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式－32		○						○					・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・品質の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、品質管理図表にて代用可能なため提出不要。		
		82	品質証明書	特記仕様書	様式－33		○						○					・契約図書で規定された場合に提出する。 ・品質証明に関する添付書類は提出不要		
		83	工事写真	共通仕様書1-1-1-24-8	－		○						○			☆		・工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準(案)を適用する。 ・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき提出する。 ・紙の工事写真帳の提出不要 ・不可視部分を含め、監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真等の撮影は省略 ・監督職員等が確認や立会っている状況写真等も不要		
		84	総合評価実施報告書	特記仕様書	－		○						○						総合評価落札方式を適用して契約した場合に提出する。	
		85	創意工夫・社会性等に関する実施状況	特記仕様書 共通仕様書3-1-1-10	様式－34		○						○						自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目を実施すれば提出できる。 1工事につき最大10項目までの提出とする。	
	工事完成図書	86	工事完成図	共通仕様書1-1-1-20 共通仕様書3-1-1-7	－		○						○			○	☆		・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。	
		87	工事管理台帳	共通仕様書3-1-1-7	－		○						○				○	☆	・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。	
その他	88	再生資源利用実施書 －建設資材搬入工事前－	共通仕様書1-1-1-19-6	－		○							○						該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。	
	89	再生資源利用促進実施書 －建設副産物搬出工事前－	共通仕様書1-1-1-19-6	－		○							○						該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。	
工事後完	その他	90	低入札価格調査 (間接工事費等諸経費動向調査票)	共通仕様書1-1-1-13-5-3	－	○	○							○					「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。	

工 期 通 知 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	平成 年 月 日
工 事 の 始 期	平成 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 か ら (〇〇〇日間) 平成 年 月 日 まで

※工事の締結までに提出すること。
※契約書には本通知書により通知した工期（工期の始期及び終期）を記載する。

概略工事工程表

工事名：R7中部横断道改良保全その1工事

別紙—5

4/1~

工 種		単位	数 量	30	60	90	120	150	180	210	240	270	300	330	360	備考
準備		式	1													・40日間
【道路改良】																
和田地区機能補償道路		式	1													(1pt)
町道真篠線		式	1													(1pt)
塩沢川工事用道路		式	1													(1pt)
大島トンネル工事用道路		式	1													(1pt)
宮原沢川工事用道路		式	1													(1pt)
桑柄川橋桁下		式	1													(1pt)
【道路修繕】																(1pt)
江尻窪処分場		式	1													(1pt)
後片付け		式	1													・20日間
制約条件	年末年始、お盆	—														・12月下旬～1月上旬 ・8月中旬
雨休率の適用		準備・後片付けを除く、雨休率(猛暑日補正無し)を適用														

【遠隔臨場に関する基礎調査様式】

別紙－6

●基本情報

工事名	
会社名	
担当者名	
連絡先	
アドレス	

●遠隔臨場を適用した項目

No.	適用種別 (選択)	工 種 (自由記述)	細 別 (自由記述)	確認時期 (自由記述)	確認項目 (自由記述)	適用理由 (自由記述)	その他意見 (自由記述)
記入例	段階確認	矢板工	鋼矢板	打込時	長さ	・検尺及び目視確認が可能だったため ・確認頻度が多くあり、現場作業の調整の効率化を図るために実施	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場を適用せず、従来の現場臨場とした項目

No.	適用種別 (選択)	工 種 (自由記述)	細 別 (自由記述)	確認時期 (自由記述)	確認項目 (自由記述)	適用理由 (自由記述)	その他意見 (自由記述)
記入例	段階確認	掘削工		土質の変化した時	土質、変化位置	・土(岩)質の確認は映像では困難のため	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場に使用した機器

No.	機器構成 (選択)	遠隔臨場システムの名称 (自由記述)	遠隔臨場システムのメーカー名 (自由記述)	監督職員P Cとのセキュリティ上の通信可否 (つながる or つながらない)
記入例	パッケージシステム	Generation-eye	(株) Atos	つながらない

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

様式－ 6 (1)

年月日：

V E 提 案 書

(発注者) 殿

(受注者)

工事請負契約書第 1 9 条の 2 に基づき V E 提案書を提出いたします。

工事件名：		連絡者 氏 名 T E L F A X
契約締結日：		
V E 提案の概要		
		注) 記入欄が不足する場合には、様式－ 6 (1) の 2 として追記して下さい。なお、概算低減額は、提案を審査する上で参考とするものです。
番 号	項 目 内 容	概算低減額：千円
概 算 低 減 額 合 計		

様式－6 (2)

番 号		項 目 内 容	
-----	--	---------	--

(1) 設計図書の定める内容と、V E 提案の内容の対比

【現状】 略図等	【改善案】 略図等
--------------------------------------	---------------------------------------

(2) 提案理由

(3) V E 提案の実施方法（材料仕様、施工要領等を記入）

(4) 品質保証の証明（品質保証書の添付等）

(5) その他

様式一 6 (3)

番 号	項目内容

VE提案による概算低減額及び算出根拠

[illegible]

様式－６（４）

番 号		項目内容	
-----	--	------	--

(１) 工業所有権等の排他的権利を含むV E 提案である場合、その取扱いに関する事項

(２) V E 提案が採用された場合に留意すべき事項（提案内容の公表に係る所見等）

平成 年 月 日 号

V E 提 案 採 否 通 知 書

〇 〇 〇 〇 殿

支出負担行為担当官
〇〇地方整備局長 印

特記仕様書「〇 V E 提案について」に基づき、平成 年 月 日付けで提出された V E 提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

工 事 件 名 : 契 約 締 結 日 :		V E 提案項目数 : 採用項目数 : 不採用項目数 :
V E 提案に対する「採否」及びその理由		
番 号	項 目 内 容	概算低減額：千円

(注) 採否に関する問い合わせ先

別紙－１２

様式－３３

年月日：

品質証明書

工事名：_____

品質証明記事				
品質証明事項	実施日	箇所	品質証明員氏名 印	記事

社内検査した結果、工事請負工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

受注者 住 所

氏 名

証明書

工事（業務）名：_____

受注業者：_____

証 明 者：_____

個人情報記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

※以下は、紙により提出する場合において、押印を省略する場合のみ記載すること。
連絡先は2以上記載すること。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：_____

担当者（会社名・部署名・氏名）：_____

連絡先1：_____

連絡先2：_____

（※証明者について

工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。

業務については、「管理技術者」が行うものとする。）

建設発生土搬出のお知らせ

平成 年 月 日

殿

会 社 名：

現場代理人名：

下記のとおり、貴区市町村内への受入れ先に建設発生土を搬出いたしますので、お知らせいたします。

工 事 件 名	
工 事 場 所	
工 事 概 要	
工 事 発 注 機 関 名	
工事監督職員又は担当者名	
連絡先機関・電話番号	TEL：

工 事 受 注 業 者 名	
担 当 者 名 ・ 電 話 番 号	氏名： TEL：
建 設 発 生 土 の 運 搬 業 者	
建 設 発 生 土 の 受 入 先 名 等	
住 所	
建 設 発 生 土 の 運 搬 経 路	(別添図面の通り)
建 設 発 生 土 の 搬 出 時 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
建 設 発 生 土 の 土 質、土 量	土質： 搬出量： m3

＜記入例＞

建設発生土搬出のお知らせ

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

〇〇〇〇部 〇〇〇〇課 殿

会 社 名：〇〇〇〇建設(株)

現場代理人名：〇〇 〇〇〇

下記のとおり、貴区市町村内への受入れ先に建設発生土を搬出いたしますので、お知らせいたします。

工 事 件 名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇地先
工 事 概 要	土工〇〇〇m3、舗装工〇〇〇m2、法面工〇〇〇m2、仮設工 1 式 搬出：発生土〇〇〇m3、 搬入：A S 合材〇〇〇ト、碎石〇〇〇m3、
工 事 発 注 機 関 名	国土交通省 関東地方整備局 〇〇事務所
工事監督職員又は担当者名	主任監督員〇〇〇〇〇〇、監督員〇〇〇〇〇〇、
連絡先機関・電話番号	〇〇事務所〇〇出張所 TEL：〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
工 事 受 注 業 者 名	〇〇〇〇建設(株)
担当者名・電話番号	氏名：〇〇〇〇〇 TEL：〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
建設発生土の運搬業者	〇〇〇〇興業(株)

建設発生土の受入先名等	〇〇〇〇土地改良事業
住 所	〇〇県〇〇市〇〇番地
建設発生土の運搬経路	(別添図面の通り)
建設発生土の搬出時期	平成 〇 年 〇〇月 〇〇日 ~ 平成 〇 年 〇〇月 〇〇 日
建設発生土の土質、土量	土質：砂質土 搬出量： 〇〇〇 m3

